

各 位

証券コード協議会が定める業種別分類に係るお知らせ

平成 20 年 3 月 3 日

証券コード協議会

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、証券コード協議会（（注）以下「証コ協」という。）は、上場会社の所属業種を 33 に分類し、公共性の観点から統一的な基準に基づいて設定しています。この所属業種は、業種別の各種統計や株価指数、新聞紙面の株価欄の配列見出し等に利用されています。

具体的な業種審査基準は、「業種別分類に関する取扱要領」で定めており、その中において、「事業の範囲は、原則として総務省の定める「日本標準産業分類」による分類をもととする」（http://www.tse.or.jp/sicc/category/ct_bm.html 参照）としています。

（注）証コ協は、全国の証券取引所及び^(株)証券保管振替機構から組織されています。

ところで、この「日本標準産業分類」が、平成 20 年 4 月から改定されます。（詳細は <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm> をご参照ください。）証コ協が定めている業種別分類に係る主な日本標準産業分類の変更箇所は、次のとおりです。

（１）「不動産業」と「総合リース業（証コ協では、「その他金融業」となります）」と「物品賃貸業（証コ協では、「サービス業」となります）」が統合され、日本標準産業分類では、「不動産業、物品賃貸業」となります。

（２）日本標準産業分類では「一般機械器具製造業」と「精密機械器具製造業」が統合・分割され、「はん用機械器具製造業」「生産用機械器具製造業」「業務用機械器具製造業」になります。

証コ協では、上記の新しい日本標準産業分類の業種名は当面採用せず、改定後の「日本標準産業分類」の普及状況を見ながら、今後、新業種名称等の採用の是非を検討していくこととしましたので、お知らせします。なお、業種審査基準におきましては、引き続き「日本標準産業分類」に原則、準拠することとします。

証券コード協議会の活動に、今後ともご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

敬具

<お問い合わせ先>

証券コード協議会事務局 (株)東京証券取引所 情報サービス部

電話 03-3665-0584 Email: sicc@tse.or.jp